

事務連絡
平成 29 年 9 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

腸管出血性大腸菌による食中毒等に係る感染予防対策の啓発等について

本年 8 月の腸管出血性大腸菌 0157 の患者数は、例年より多くなっていることから、別紙のとおり、厚生労働省健康局及び医薬・生活衛生局より、各都道府県等の衛生主管部局あて「腸管出血性大腸菌による食中毒等の調査及び感染予防対策の啓発について」（平成 29 年 9 月 1 日付け健感発 0901 第 2 号、薬生食監発 0901 第 3 号）が発出されたところです。

腸管出血性大腸菌による食中毒は、無症状病原体保菌者が調理中に食品を汚染する場合や汚染された食品の殺菌不足等により発生しています。

以上を踏まえ、貴部局におかれましては、衛生主管部局との連携を図りつつ、「『大量調理施設衛生管理マニュアル』の改正について」（平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）や厚生労働省 HP 上の「予防のための対策」等を参考にして、所管の社会福祉施設等に対し、食中毒予防対策に関する普及啓発、注意喚起等に努めるよう、お願いいたします。

（参考）厚生労働省 HP（腸管出血性大腸菌について、予防のための対策など）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/daichoukin.html